

平成26年第4回定例市議会議案

条例新旧対照表

議案第48号	藤井寺市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について (附則改正) 藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正案(附則第2項関係)	1
議案第50号	藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について 藤井寺市国民健康保険条例の一部改正案	3
議案第51号	藤井寺市老人医療費の助成に関する条例の一部改正について 藤井寺市老人医療費の助成に関する条例の一部改正案	4
議案第52号	藤井寺市放課後児童会条例の一部改正について 藤井寺市放課後児童会条例の一部改正案	6

議案第48号

藤井寺市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

○藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年藤井寺市条例第20号） 新旧対照表
（附則第2項関係）

改正後	改正前
<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第17条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（藤井寺市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第 号。以下「指定介護予防支援等条例」という。）第32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第68条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第44条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防支援等条例第32条各号に掲げる具体的取扱方針及び指定介護予防支援等条例第33条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。</p>	<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第17条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第68条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第44条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防支援等基準第30条各号に掲げる具体的取組方針及び指定介護予防支援等基準第31条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。</p>

改正後	改正前
(3)～(15) (略)	(3)～(15) (略)

議案第50号

藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について

○藤井寺市国民健康保険条例（昭和36年藤井寺市条例第8号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>404,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>390,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

議案第51号

藤井寺市老人医療費の助成に関する条例の一部改正について

○藤井寺市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年藤井寺市条例第31号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、65歳以上の者で次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 藤井寺市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年藤井寺市条例第34号）第2条第1項に規定する者（同条第2項第3号又は第4号に該当する者を除く。）であって、同条第2条の2の所得制限を適用した場合において<u>対象者となるもの</u>又は藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和55年藤井寺市条例第23号）第2条第1項に規定するひとり親家庭の父、母又は養育者（同条第2項第3号から第5号に該当する者を除く。）であって、同条例第2条の2の所得制限を適用した場合において<u>対象者となるもの</u></p> <p>(2) <u>平成26年4月1日現在の特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年厚生省衛発第242号）に規定する疾患のうち、国の難病としての公費負担医療の対象となる疾患を有する者</u>で前年の所得（1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者は、前々年の所得）が規則で定める額<u>以下のもの</u></p> <p>(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく結核に係る医療を受けている者で前年の所得（1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者は、前々年の所得）が規則で定める額<u>以下のもの</u></p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、65歳以上の者で次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 藤井寺市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年藤井寺市条例第34号）第2条第1項に規定する者（同条第2項第3号又は第4号に該当する者を除く。）であって、同条第2条の2の所得制限を適用した場合において<u>対象者となる者</u>又は藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和55年藤井寺市条例第23号）第2条第1項に規定するひとり親家庭の父、母又は養育者（同条第2項第3号から第5号に該当する者を除く。）であって、同条例第2条の2の所得制限を適用した場合において<u>対象者となる者</u></p> <p>(2) <u>特定疾患治療研究実施要綱（昭和48年厚生省衛発第242号）に規定する疾患を有する者</u>で前年の所得（1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者は、前々年の所得）が規則で定める額<u>以下の者</u></p> <p>(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく結核に係る医療を受けている者で前年の所得（1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者は、前々年の所得）が規則で定める額<u>以下の者</u></p>

改正後	改正前
<p>(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に基づく精神通院医療を受けている者で前年の所得（1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者は、前々年の所得）が規則で定める額以下のもの</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に基づく精神通院医療を受けている者で前年の所得（1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者は、前々年の所得）が規則で定める額以下の者</p> <p>2・3 （略）</p>

議案第52号

藤井寺市放課後児童会条例の一部改正について

○藤井寺市放課後児童会条例（平成16年藤井寺市条例第13号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10に規定する放課後児童健全育成事業として実施する藤井寺市放課後児童会（以下「児童会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(入会資格)</p> <p>第2条 児童会に入会できる児童は、次の各号の全てに該当する者とする。</p> <p>(1) 藤井寺市立の小学校に<u>就学している</u>児童であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校<u>低学年</u>の児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10に規定する放課後児童健全育成事業として実施する藤井寺市放課後児童会（以下「児童会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(入会資格)</p> <p>第2条 児童会に入会できる児童は、次の各号の全てに該当する者とする。</p> <p>(1) 藤井寺市立の小学校に<u>在籍する第1学年から第3学年</u>の児童であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>